	とする。） ［略］ α　次の算式Ⅸによつて算定した率（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、1.500 を超える場合は 1.500 とし、1.000 に満たない場合は 1.000 とする。）。ただし、令和 4 年度から令和 6 年度までの各年度における基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を 3 で除して得た数（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 0.51 以上となる場合は 1.000 とする。 ［略］	る。） ［同左］ α　次の算式Ⅸによつて算定した率（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、1.500 を超える場合は 1.500 とし、1.000 に満たない場合は 1.000 とする。）。ただし、令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度における基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を 3 で除して得た数（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 0.49 以上となる場合は 1.000 とする。 ［同左］
市町村	算式 （0.25 × J ＋ 0.1 × K ＋ 0.1 × L ＋ 0.1 × M ＋ 0.25 × N ＋ 0.1 × O ＋ 0.1 × P）× α × 0.333 0.25 × J、0.1 × K、0.1 × L、0.1 × M、0.25 × N、0.1 × O 及び 0.1 × P に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 J　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。） 算式Ⅰ J ＝ 0.29 ×（k － j）＋ γ 算式Ⅰの符号 ［略］ k　令和 4 年から令和 6 年までの各年における人口増減率の合計数を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） γ　特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市にあつては 3.13 とし、特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市以外の市にあつては 3.62 とし、町村にあつては 3.90 とする。 K　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。） 算式Ⅱ K ＝ 0.26 ×（m － l）＋ 2.14 算式Ⅱの符号 ［略］	市町村	算式 （0.25 × J ＋ 0.1 × K ＋ 0.1 × L ＋ 0.1 × M ＋ 0.25 × N ＋ 0.1 × O ＋ 0.1 × P）× α × 0.328 0.25 × J、0.1 × K、0.1 × L、0.1 × M、0.25 × N、0.1 × O 及び 0.1 × P に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 J　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。） 算式Ⅰ J ＝ 0.31 ×（k － j）＋ γ 算式Ⅰの符号 ［同左］ k　令和 3 年から令和 5 年までの各年における人口増減率の合計数を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） γ　特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市にあつては 3.12 とし、特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市以外の市にあつては 3.43 とし、町村にあつては 3.67 とする。 K　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。） 算式Ⅱ K ＝ 0.27 ×（m － l）＋ 2.16 算式Ⅱの符号 ［同左］